

L.ローレンセンの負債測定論 (1)

田 中 勝

はじめに

本稿は、1992年発刊のローレンセン (Lorensen, Leonard) の著書『負債の会計 (Accounting for Liabilities)』を取り上げ、ローレンセンの負債測定論を解明しようとするものである¹。具体的には、貨幣の支払額が固定されたローンで発生する負債を主たるコンテキストに、ローレンセンが無リスクの積立金額 (funding amount) に基づく独自の負債測定システムを構築するに至るまでの論理とその測定システムの特徴、意義および他項目への適用可能性などについて明らかにすることを目的としている。

ここでいう積立金額とは、大まかに言えば、負債によって要求される貨幣の支払いをその支払期日に行うために設定される基金 (ファンド) に当該負債を負う事業者が現時点で積み立てる必要がある貨幣額である。

この積立金額は、米国や日本では、年金 (退職給付) 負債や退職後給付負債の領域で用いられているものの²、金融負債の領域での公正価値会計の適用問題が俎上に載せられ、盛んに議論されている現状に鑑みると、その適用範囲を広げる可能性は低いと言わざるをえない。

しかしながら、ローレンセンが提案する負債測定システムが多くの会計関係者に受け入れられるかどうかはともかく、ローレンセンがそれを導くまでに展開した議論とその結果は、資産の測定に関する論理を負債にも適

用しようという試みとは異なり、負債の測定を資産とは別個独立して総合的に研究しているだけに、負債の測定問題の取り組みに対して多くの有益な知見を提供してくれるものと信じる³。

なお、このローレンセンの研究成果を取り上げた文献には、佐藤信彦「確定額払い借入金の会計測定」や今田正「負債評価論」などがある⁴。本稿がこれらの文献に付加的な知見の提供に成功しているかどうかは不明であるが、それが著者自身の今後の負債会計研究の進展に資することは明らかである。

I 議論の前提

まず、ローレンセンの負債測定論の解明に入る前に、それが導かれる議論の前提を明らかにしておく必要がある。議論の結果だけに着眼し、それがこれまで一般に受け入れられてきたものとは異なるという理由だけで拒絶することを避けたいからである。議論の前提を共通に理解し、その結果がかかる前提から導出される論理の妥当性について検討を加えるべきである。

その著書を見ると、ローレンセンは、基本的に、意思決定有用性アプローチを採用し、資産負債観に立脚する米国財務会計基準審議会 (FASB) の概念フレームワークを前提に議論を展開している⁵。すなわち、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供するためには、負債（や資産）をその属性で測定し、利益（とその構成要素である収益と費用）をその属性の変動額として捉えるべきであるという信念に基づき、独自の負債測定システムの構築へと論を進めているのである⁶。

それゆえ、原価測定や会計配分、費用収益の対応に基づく利益計算思考

である収益費用観を前提に、ローレンセンの負債測定論の妥当性について検討することは合理的ではない。無論、逆も然りである。つまり、資産負債観を前提として、会計配分などの伝統的な測定システムを批判し、ローレンセンの負債測定論を擁護するようなこともできない。我々ができることは、FASB の概念フレームワークに賛同するか否かは別として、議論の前提としてそれを受け入れて、そこからローレンセンの負債測定システムが導出される論理の妥当性や合理性について検討を加えることだけである。

II 負債の発生に関する基本的思考

負債の性質やその発生に関するローレンセン独自の考え方や捉え方が、負債の測定をめぐる彼自身の議論に大きな影響を及ぼしているようである。そこで、最初に、本節では、かかるローレンセンの考え方を明らかにすることにしたい。

1 負債の定義とその性質

ローレンセンは、その議論の前提として、FASB の負債の定義を健全なものとして受け入れている。下の原文とその翻訳が FASB の定義である。ローレンセンは、FASB が辞書で同意語として取り扱われることの多い「liabilities」（「負債」）と「obligations」（「義務」）を区別して定義している点をとくに評価している⁷。

Liabilities are probable future sacrifices of economic benefits arising from present obligations of a particular entity to transfer assets or

provide services to other entities in the future as a result of past transactions or events.⁸ (傍線は筆者が加筆)

(負債とは、過去の取引または事象の結果として、将来において他の事業体に資産を引き渡すかあるいは役務を提供しなければならない、ある特定の事業体の現在の義務から生じる経済的便益の発生可能性の高い将来の犠牲である。)

しかし、ローレンセンは、FASB の定義では、負債の総称(「liabilities」)が用いられているため、単一の負債(「a single liability」)が単一の義務(「a single obligation」)から生じるのか、それとも1つもしくは複数の義務(「one or more obligations」)から生じるのかが明確でない点を指摘している⁹。

定義は認識規準の1つとして挙げられており、会計行為の対象となり、最終的に財務諸表に記載される項目を限定する機能を果たす。ゆえに、定義が操作的(オペレーショナル)であるためには、定義そのものの不明瞭さを排除することが必要である。

ローレンセンは、上記のような負債の定義をめぐる不明瞭さを取り除くために、つぎのような信念に基づき、負債の再定義を試みているようである¹⁰。なお、下の原文とその翻訳がローレンセンの定義であり、かかる信念を反映したものとなっている。

- (1) 単一の負債(「a liability」)は、1つもしくは複数の義務ではなく、単一の義務(「a present obligation」)から生じる。
- (2) その単一の義務は、過去における単一の事象の結果ではなく、過去からの一連の諸事象(「past events」)の結果である。
- (3) ただし、事業体はその単一の義務を被るのは、過去からの一連の諸事

象うち、最後の事象 (last event) が生起したときである。換言すれば、現在義務を被っているといえるためには、最後の事象が生起していなければならない。

A liability is one or more probable future sacrifices of economic benefits arising from a present obligation of a particular entity to transfer assets or provide services to another entity in the future as a result of past events. ¹¹ (傍線は筆者が加筆)

(負債とは、過去の諸事象の結果として、将来において他の事業体に資産を引き渡すかあるいは役務を提供しなければならない、ある特定の事業体の現在の義務から生じる経済的便益の1つもしくは複数の発生可能性の高い将来の犠牲である。)

2 負債の発生に関する要件

つぎに、ローレンセンが負債の発生についてどのように考えているのかを見ていくことにしよう。

さて、事業体に負債が発生するのは、ある項目が負債の定義を充足するときである。ゆえに、ローレンセンによれば、負債がある特定の日に発生しているかどうかは、つぎの2つの要件を満たすかどうかによって決定される¹²。

- ① 事業体が、当該特定の日までに、将来において他の事業体に資産を引き渡すかあるいは役務を提供しなければならない義務を負っていること。
- ② 当該日現在、その義務のために、事業体が将来において1つもしくは複数の経済的便益を犠牲にする可能性が高い (probable) こと。

これが意味するところは、事業体が財や役務を提供する義務を負い、その義務の履行によって経済的便益を犠牲にする可能性が高くなった時点で負債が発生するというものである。これに関しては、一般の理解と異なるところはない。しかしながら、ローレンセンは、とくに、義務の発生にかかる上記①の要件の具体的な適用に関して、つぎのような解釈を行っており、それが負債の発生に関する彼独自の考え方や捉え方に影響を及ぼしている。

3 義務の発生に関する解釈と負債の発生との関係

確かに、ローレンセンは、義務それ自身に関しては、FASBの解釈を受け入れており、特筆すべき点はない。つまり、ここでの義務は、法律、契約、慣習などの働きによって法律的または社会的に課されるものであり、法律上の義務だけでなく、衡平法上 (equitable)、推定上 (constructive) の義務をも含んでいる¹³。

しかし、義務がいつ発生するかについては、ローレンセンは、つぎのような独自の解釈を行っている。すなわち、事業体に義務が発生するのは、法律、契約、慣習などが明示的もしくは黙示的に規定する諸条件のうち、事業体に特定の行為を遂行することを無条件で要求する「最後の実質的条件 (last substantive condition)」が満たされる時点であると主張するのである¹⁴。

つまり、法律、契約などが規定する一連の諸条件のうち、最初の条件を満たす事象の発生から、途中、いくつかの条件を満たす事象の発生を経て、最後の実質的条件を満たす事象の発生までは、事業体は特定の行為の遂行を条件付きで要求されるに過ぎず、事業体に義務は発生していないと考えるのである。ローレンセンが「単一の義務は、過去からの一連の諸事象の

結果として生じるが、事業体が義務を負うのは、その一連の諸事象のうち、最後の事象が生起した時点である」と強調し、その定義に反映させているのも、この考えが存在してのことと推察できる。まさに、最後の事象が、最後の実質的条件を満たす事象であり、それ以前に生じる一連の諸事象が、最後の実質的条件以外の諸条件を満たす事象である。

それでは、ローレンセンの義務の発生に関する解釈は負債の発生にどのような影響を及ぼすであろうか。

カー (Jean St. G. Kerr) は、最後の実質的条件を満たす事象が未だ発生していないいわゆる「条件付義務 (conditional obligations)」であっても、それを「無条件義務 (unconditional obligations)」(確定義務) に変化させる当該事象の発生可能性が高ければ、負債の発生として認識すべきであると主張する¹⁵。カーは、負債を発生させる義務という点で、条件付義務と無条件義務を同列に置いていると言える。これに対して、ローレンセンは、あくまでも無条件義務だけを負債を発生させるものとして位置づけており、条件付義務については、そのようなものとして見ていないようである。

例えば、ある事業体が一定期間内に発見された欠陥につき無償補修する旨の保証書を付して製品を販売している場合、製品の無償補修が無条件で要求されるのは欠陥の発見という事象であるが、カーの考えに従えば、当該事象の発生以前であっても、その発生可能性が高ければ、負債 (製品保証引当金) の発生として認識されることもありうるが、ローレンセンの考えに従えば、当該事象が発生しない限り、負債は生じないことになる。

ところで、上述したことは、逆に、もし事業体が特定の行為を遂行することを無条件で要求される状況にあり、その行為の遂行によって経済的便益が犠牲になる可能性が高いならば、必ず負債の発生として認識すべきであることを意味している。これに関しては、借り手が貸し手に支払うべき

金額、支払期日、支払回数などが契約によって確定されている最も単純なローン（以下、「固定支払ローン (fixed-payment loan)」と呼ぶ）についてのローレンセンの設例が示唆に富んでいる。その内容を整理して記述すると、以下のとおりである¹⁶。

20X4年1月1日に、B社がL社とつぎのような条件でローン契約を結んだと想定する。その条件とは、B社は、20X4年1月1日に、L社から100百万円を受け取る代わりに、20X5年12月31日に、L社に121百万円を支払うというものである。そして、実際に、B社が、200X4年1月1日に、L社から100百万円を受け取ったとしよう。ただし、20X5年12月31日に、B社がL社に121百万円を支払う、すなわち経済的便益を犠牲にする可能性は高いと仮定する。

通常、このローン契約は、B社の観点からは、20X4年1月1日に、100百万円を借入れ、20X5年12月31日に、ローン手取額 (loan proceeds) である元本100百万円に利子21百万円を加えた121百万円を返済する契約として言及される。このため、一般的に、B社には、①契約開始時に「元本100百万円を返済する義務」が発生し、そして、②契約期間にわたり時の経過に即して「利子21百万円を支払う義務」が漸進的に発生（増加）すると考えられている。この考えによれば、B社が20X4年1月1日に負債として認識するのは、2年後に元本100百万円を支払う義務だけである。

これに対して、ローレンセンの考えでは、貨幣の支払いのパターン（一括払い、分割払いなど）や呼称（元本返済、利払いなど）が何であるか、また、その時期や金額が確定しているか将来事象の結果によって変動するかに関係なく、それが無条件で要求される時点で義務が発生する。B社がL社から100百万円を受け取った時点で、無条件で2年後に支払うことを要求される金額は121百万円であり、100百万円ではない。ゆえに、B社には、

契約開始時に、「2年後に121百万円を支払う義務」が発生するだけで、それ以後、このローン契約に関して他の義務が発生することはない。この考えによれば、B社が200X4年1月1日に負債として認識するのは、2年後に100百万を支払う義務ではなく、121百万円を支払う義務である。

以上、義務の発生に関する解釈を中心に、負債の発生に関するローレンセン独自の考えについて明らかにしてきた。義務の発生に関するローレンセンの解釈は、事業体に特定の行為(その多くは貨幣の支払いと思われる)の遂行を無条件で要求する「最後の事象」が生じた時点で義務が発生するというものであり、それが負債の発生に関する彼自身の見解と一般のそれとの相違をもたらしているようである。なお、「最後の事象」が何であるか、それがいつ発生するかは、個々の負債項目ごとに判断され、解釈されるべきであることを付言しておく。

III 負債の測定に対する視座

負債の発生が認識されると、つぎに、それをどのような金額で測定すべきか、つまり負債の属性(貨幣的属性)の選択が問題となる。負債にはいくつかの属性が存在する。例えば、FASBは、その概念ステートメント第5号で、負債の属性として歴史的取組額(historical proceeds)、現在市場価値、正味清算価値(net settlement value)、将来キャッシュフローの割引現在価値を挙げている¹⁷。そのため、何かしらの判断規準を用いて、負債の数ある属性のいずれかを選択する必要に迫られる。そこでは、その判断規準そのものが妥当であるかどうか、そして、その規準がどのように適用(操作)されるかが問われることになる。

本節では、かかる視点に立ち、ローレンセンが提示する測定属性の選択

における判断規準とその具体的な適用結果を考察することによって、負債の測定に対するローレンセンの視座を明らかにしておこう。

1 測定属性の選択における判断規準

FASBは、その概念ステートメント第5号において、4つの基本的な認識規準を列挙しているが、その1つが測定可能性 (measurability) の規準である¹⁸。この測定可能性の規準は、つぎのように記述されている。

「資産、負債、あるいは持分の変動は、十分な信頼性をもって貨幣単位で数量化されうる目的適合的な属性をもたなければならない。測定可能性は目的適合性と信頼性の両方とともに検討されなければならない。」¹⁹

要するに、FASBは、この規準によって、負債の測定属性は、十分な信頼性をもって貨幣額で表現可能であるとともに、目的適合的であることを要求している。決して明示的ではないものの、この規準を引用して論を進めていることから推察できるように、ローレンセンは、まさに、このFASBの要求に基づいて、負債の測定でいずれの属性を選択すべきかに関して、つぎの2つの判断規準を提示している²⁰。

- ① 負債は、財務報告の外に存在する当該負債の属性である貨幣額で表示されるべきである。
- ② 用いられる属性は、当該負債の報告にとって最も目的適合的であるべきである。

上記①の判断規準は、FASBが測定属性に対して要求する信頼性の側面から導かれたものである。他方、上記②の判断規準は、FASBが測定属性に対して要求する目的適合性の側面から導かれたものである。上記②の判

断規準については、一目瞭然であるので、ここでは、上記①の判断規準が FASB の信頼性の要求からどのように導かれるのかについて論じること
にしたい。

ある項目が負債として財務諸表で認識されるためには、その属性が十分な信頼性をもって貨幣額で表現できなければならない。FASB 概念ステートメント第 2 号によれば、「ある測定値の信頼性は、それが表現しようとするものをどれだけ忠実に表現するか依存する。」²¹そして、この表現的忠実性は、「ある測定値……とそれが表そうとする現象との間の照応性 (correspondence) もしくは一致 (agreement) 」²²を意味している。そこで、ローレンセンは、信頼性とその構成要素である表現的忠実性に関するこれらの記述に基づき、財務諸表で認識される負債の金額が表現すべき現象は、財務報告の外に存在する事象や状態、すなわち財務報告の存在に関係なく発生し、存在する事象や状態でなければならないと結論するのである。そもそも表現対象たる現象が実在しない、あるいはそれを識別しえないのであれば、負債の金額がそれを忠実に表現しているかどうかを確かめる術はないからである²³。かくして、ローレンセンは、FASB の要求する信頼性の側面から、上記①の判断規準を導くに至っており、負債の測定属性を財務報告の外に存在するその貨幣的属性に限定しようとしている²⁴。

このように、もともと負債を財務報告の外に存在するその属性で測定しようとする考え方は、資産負債観に立脚する FASB 概念フレームワークから導かれたものである。資産負債観では、利益が資産と負債の価値変動(両者の差額概念である持分の変動)として計算される構造となっている。それゆえ、利益情報の確度ないし信頼性を高めるためには、現実世界の事物や事象に照らして、負債や資産の価値変動を測定しなければならないというのがローレンセンの考えであると推察できる。

ところで、現行の会計実務では、利益計算思考が収益費用観から資産負債観へと転換しつつあるが、未だその両者が混在している状態である²⁵。そのため、会計実務のうち収益費用観が行き渡っている領域では、利益計算構造が実現収益と発生費用との対応計算となっており、金融負債の利息法 (interest methods) や有形固定資産の減価償却に見られるように、原価を基礎に会計配分によって計算される金額が負債 (や資産) の測定属性として用いられている。そこで、ローレンセンは、かかる会計実務に対して、そのような金額は現実世界の何かを表すものではなく、会計ルールのもとで計算される財務報告の内なる世界だけで存在しうる金額であるので、受け入れられるべきではないと主張するのである。

しかし、この主張は論理的ではない。なぜなら、そもそも会計配分は、収益費用観のもと、現実世界の何かを表すことを目的としているのではなく、負債 (や資産) の簿価 (原価) のうち当期の実現収益に対応する部分を費用として配分し、適正な利益を計算することを目的としているからである。資産負債観を前提に、収益費用観のもとで正当化されうる会計配分を否定しようとしている点が矛盾しているのである。ローレンセンが収益費用観ではなく、資産負債観に立脚していること自体、ある意味、会計配分を否定していると言えるのである。

2 財務報告の外に存在する属性に限定する規準の適用

負債の測定問題に対するローレンセンのアプローチは、測定属性の選択にかかる2つの判断規準のうち、測定属性を財務報告の外に存在するものに限定する規準の適用から始まる。ローレンセンは、まず、一般に負債の測定属性として選択される可能性がある、つぎの3つの属性に関する一連の議論に際して、この規準を適用しているようである。

- (1) 発生可能性の高い金額 (probable amounts)
- (2) 現在価値 (present value)
- (3) 債権者の受入可能な早期返済金額 (creditor's acceptable early-discharge amount)

本項では、これら議論の内容を咀嚼し、要約的に述べることによって、負債の測定に対するローレンセンの視座を一層鮮明にしよう。

2-1 発生可能性の高い金額に関する議論

発生可能性の高い金額とは、事業体が現在負っている義務を履行するために将来高い可能性で支払うであろう貨幣の総額である。この金額は、まさに、「負債＝発生可能性の高い将来の経済的便益の犠牲＝貨幣の支払い」という図式で負債の定義から導かれるものであり、明らかに財務報告の外に存在する負債の属性であると合理的に言える²⁶。この属性は、FASB 概念ステートメント第5号で負債の測定属性の1つとして挙げられている正味清算価値、すなわち「義務を正常な営業過程で清算するために支払われると期待されるキャッシュまたはその同等物の割引されない金額…」²⁷と同義と解され、発生可能性の高い将来キャッシュ・アウトフローと換言できる。

この発生可能性の高い金額には、「高い可能性で100百万円の金額が支払われる」のように、単一の数値によって表現される「明瞭な発生可能性の高い金額 (unambiguous probable amount)」と、「高い可能性で50百万円から150百万円までのいずれかの金額が支払われる」のように、複数の数値によって表現される「不明瞭な発生可能性の高い金額 (ambiguous probable amount)」の2つがある。ほとんどの義務が特定された金額の支払いを要求するので、ほとんどの負債については、明瞭な発生可能性の高い金額

が決定可能である。これに対し、年金負債や保険負債のような、義務によって要求される金額の支払いが将来事象の結果に依存して変動する負債については、明瞭な発生可能性の高い金額は決定できない。しかし、そのような負債であっても、不明瞭な発生可能性の高い金額は決定可能であるのが通常であり、当該負債の領域において十分に健全なる会計を構築しようと考えられる²⁸。

なお、この発生可能性の高い金額は、たとえ負債の測定属性として選択されることがなくても、負債の他の属性を割引計算（現在価値公式）で求めようとする際には、必然的に計算されるものであり、負債の測定の基礎をなすものである²⁹。

2-2 現在価値に関する議論

現在価値とは、下の「現在価値公式」を用いて割引計算される将来の貨幣の受取額（キャッシュ・インフロー）もしくは支払額（キャッシュ・アウトフロー）である³⁰。つまり、現在価値とは、上述した発生可能性の高い金額を構成する各期間の貨幣の受取額もしくは支払額を各々の期間に対応する利子率で割引計算したものである。

$$PV = \frac{C_1}{(1+r_1)^1} + \frac{C_2}{(1+r_2)^2} + \dots + \frac{C_{n-1}}{(1+r_{n-1})^{n-1}} + \frac{C_n}{(1+r_n)^n}$$

$\left\{ \begin{array}{l} PV: \text{キャッシュフローの流列 } C_1 \cdots C_n \text{ の現在価値} \\ n: \text{期間の数} \\ C_n: \text{第 } n \text{ 期間のキャッシュフロー} \\ r_n: \text{第 } n \text{ 期間までの平均利子率} \end{array} \right.$

ローレンセンによれば、この現在価値という用語は、それが計算される文脈によって、異なる意味を有している。例えば、それは、貨幣の貸し付けでは、貸付金額を、資本予算編成では、ある資産の購入に支払う上限の価格を、また、年金基金への拠出では、将来給付の特定部分を支払うのに十分な貨幣を提供するために一定時点で基金に積み立てられるべき金額を意味する。要するに、現在価値公式がどのように用いられようとも、そこで計算される金額が現在価値なのであり、その公式が用いられる文脈に応じて、その意味が異なってくるのである³¹。

これとは対照的に、現在価値を一意的に捉え、固有の属性として位置づける見解が存在する。すなわち、現在価値は、貨幣の時間的価値を測定に組み入れることを目的としており、現在の金額と将来の金額との間の時間に起因する差額 (difference) を測定する唯一 (unique) の属性であるという見解である。とくに、そこでは、現在価値は、市場価値でも交換価格でもなく、他の価値 (属性) の代用物 (surrogate) として考えられるべきではないことが強調されている³²。

しかし、ローレンセンは、この見解に対して否定的である。その考えを敷衍すると、かかる現在価値が負債の属性であると主張しうるためには、現在価値が測定しようとする「現在の金額と将来の金額との間の時間に起因する差額」もしくはそれに関連した概念である貨幣の時間的価値を、何らかの方法で負債に関連させて、現実世界の現象の観点から貨幣額で表現できなければならない。しかも、その貨幣額が他の属性である市場価値や交換価格を意味するものであってはならない。ところが、現在価値は固有の属性であると主張する者が、現在価値を、現在価値公式の割引計算によって求められる金額以上の何かとして説明することはない。実際、現在価値をそのように表現することはできないようである。もしそうであるならば、

現在価値は財務報告の外に存在する負債の固有の属性ではなく、財務報告の内なる世界で負債に割り当てられる金額に過ぎない³³。

FASB 概念ステートメント第7号も、現在価値そのものは単なる算術的な計算結果であることを示唆している³⁴。かかる見地から、ローレンセンは、現在価値が財務報告で受け入れられるためには、現在価値が意味するもの、すなわち、それが財務報告の外に存在する負債のいかなる属性を表そうとしているのかを特定する必要があると主張している³⁵。現在価値が意味する属性が特定されれば、それを忠実に表現するように、将来キャッシュフローの金額や時期、利子率などが見積もられるのである。

2-3 債権者の受入可能な早期返済金額に関する議論

債権者の受入可能な早期返済金額とは、貨幣請求権の所有者である債権者が、その請求権を満期まで保有して特定の金額を受け取ることとせず、いまその請求権を決済して受け取ることの方を選好する金額のうちの最小額をいう。この金額は、債務者が負債を満期よりも早い時点で返済しようとする場合に、債権者がその早期返済を承諾する金額のうちの最小額であり、負債の早期返済における債権者と債務者の交換価格であることから、財務報告の外に存在する負債の属性であると合理的に言える³⁶。

ところで、この債権者の受入可能な早期返済金額は、貨幣の時間的価値に関する表現の1つであると考えられている。ローレンセンは、貨幣の時間的価値を、「ある状況において人間が有する、より大きな金額を後で受け取ることよりもむしろ、より小さな金額を早く受け取ることの方を選好すること」³⁷と表現するが、債権者の受入可能な早期返済金額は、まさに、これを貨幣額の観点から再表現したものである³⁸。

なお、ローレンセンは、貨幣の時間的価値を考慮しない属性での測定を

受け入れておらず、とくに長期負債について、目的適合性の観点から、割引されない発生可能性の高い金額で測定することに否定的である。100百万円の支払いを2年後に要求する負債とそれを30年後に要求する負債を同じ100百万円で測定することは、経済的不利益の違いを同じように見せかけてしまうからである³⁹。その点、債権者の受入可能な早期返済金額は、債権者の明示的または黙示的な現在価値計算を通じて貨幣の時間的価値が考慮されているので、かかる要求を満足するものであると言えよう。

3 小括

本節を締め括るにあたり、以上で明らかにされた負債の測定に対するローレンセンの視座を、その特徴的な点に留意し、整理しておくことにしたい。

- (1) 負債の測定属性は財務報告の外に存在する、すなわち現実世界の何かを表す貨幣的属性でなければならない。これは信頼性の側面から要求されるものである。なお、負債の測定属性が目的適合的でなければならないことは言うに及ばない。
- (2) 負債の属性の1つとして考えられている現在価値それ自身は、単に現在価値公式によって計算される金額に過ぎず、それだけでは財務報告の外に存在する属性とはいえない。現在価値が財務報告で受け入れられるためには、それが財務報告の外に存在する負債のいずれの属性を意味するのかを特定しなければならない。
- (3) 負債の測定においては、貨幣の時間的価値を考慮すべきである。長期負債については、目的適合性の観点から、割引されない発生可能性の高い金額で測定すべきではない。ただし、その発生可能性の高い金額は、他の属性を割引計算（現在価値公式）で求めようとする際に必然的に計

算されるものであり、負債の測定の基礎をなしている。

ローレンセンは、このように負債の測定に対する基本的な考え方を明らかにした後に、固定支払いのローンで発生する負債(以下、「固定支払ローン負債」と呼ぶ)、固定支払いの信用購入 (credit purchase) やリースで発生する負債、変動支払い (variable-payment) のローン、信用購入およびリースで発生する負債、年金負債、保険負債、繰延税金負債など、個々の負債項目の領域に議論を進めている。ただし、議論の中心は、固定支払ローン負債に置かれており、そこでの議論を通じて、無リスクの積立金額(個々の負債項目によっては、かかる積立金額と、もし既知であれば、債権者の受入可能な早期返済金額のうちの小さい方) に基づく負債測定システムを構築するに至っている。

次節以降(次号も含む)では、固定支払ローン負債と変動支払ローン負債の2つを取り上げて、その領域におけるローレンセンの議論を考察するとともに、その所産である無リスクの積立金額に基づく測定システムの特徴を浮き彫りにすることにしたい。なお、固定支払ローン負債の議論は、貨幣の支払いが確定しているその他の負債項目に、そして、変動支払ローン負債の議論は、貨幣の支払いが将来事象の結果によって変動するその他の負債項目にもおおよそ適応できることを付言しておく。

IV 固定支払ローン負債における伝統的な測定システムの評価

米国では、固定支払ローン負債に関して、権威ある公式見解が特定の会計処理方法を要請していない。とはいえ、米国会計原則審議会 (APB) オピニオン第12号や21号では、実務一般で広く用いられている固定支払ローン負債の会計処理方法が論じられており、それが、事実上、一般に受け入

られている会計原則(GAAP)であると考えられている⁴⁰。それによると、現行の会計実務では、固定支払ローン負債は、当初認識時(initial recognition)には、「ローン手取額」で、それ以後(subsequent)の報告日には、「利息法のもとで計算される金額」で測定されている⁴¹。

ローレンセンは、このような固定支払ローン負債における伝統的な測定システムを評価するに際して、負債の測定属性は財務報告の外に存在する属性でなくてはならないとする独自の考えに基づき、つぎの2つの問題について検討を加えている⁴²。

- (1) 固定支払ローン負債の当初認識時の測定で用いられる「ローン手取額」は、財務報告の外に存在する当該負債の属性であると合理的に言えるか。
- (2) 固定支払ローン負債の当初認識後の測定で用いられる「利息法のもとで計算される金額」は、財務報告の外に存在する当該負債の属性であると合理的に言えるか。

結論から先に述べると、ローレンセンは、上記(1)の問題については肯定し、上記(2)の問題については否定し、伝統的な測定システムを受け入れない。これらの問題について、ローレンセンがいかなる論理でそのような結論に到達したのか。以下、詳論することにした。

1 当初認識時の測定で用いられている属性に関する検討

例えば、B社が2年後に121百万円を返済する条件で、L社とローン契約を結び、L社から100百万円を受け取った場合、この100百万円がローン手取額である。B社において負債(および義務)の発生が認識されるのは、ローン契約を結んだ後、B社がL社から100百万円を受け取った時点である。2年後に121百万円を支払う義務がB社に発生するための最後の事象が、L社からの100百万円の受け取りであると考えられている。このことか

ら、ローレンセンは、ローン手取額は、まさに、負債（および義務）の直接的な発生原因である事象の構成要素をなす金額であり、固定支払ローン負債の財務報告の外に存在する属性であると主張するのである⁴³。

このように、ローン手取額は、財務報告の外に存在する固定支払ローン負債の属性であると合理的に言える。しかし、このことは、ローン手取額が固定支払ローン負債の当初認識時の測定属性として選択されることを意味するものではない。ローン手取額が他の属性以上に財務報告にとって目的適合的であるかどうかの判断が残されている。

2 当初認識後の測定で用いられている属性に関する検討

2-1 利息法のもとで計算される金額の意義

固定支払ローン負債の当初認識後の測定で用いられる「利息法のもとで計算される金額」は、財務報告の外に存在する属性であると合理的に言えるか。ローレンセンは、この問題に対して細緻な検討を加えているが、その結果をより深く理解するためにも、固定支払ローン負債の金額が利息法のもとでどのように計算されるのかを明らかにしておこう⁴⁴。

利息法は、固定支払ローン負債の文脈においては、当該負債にかかる各期間の利子費用が、各期首時点の負債の簿価（繰越価額）に一定の実効利子率を乗じた金額となるように、実質的な利子を意味する「将来の貨幣の支払総額（その名目が元本や利子に関係なく）とローン手取額との差額」を各期間に配分する方法である⁴⁵。ここでは、まず、「将来の貨幣の支払総額とローン手取額との差額」のうち各期間に配分される金額が、利子費用の発生に伴う当該負債の増加として、その簿価に加えられることになる。そして、貨幣の支払いがあれば、その金額が当該負債の簿価から減じられる。つまり、固定支払ローン負債の簿価は、時の経過に即して実効利子率

で増加するとともに、貨幣の支払いによって減少するのである⁴⁶。結果として、利息法のもと、各期末時点の固定支払ローン負債の簿価 $b_1, b_2, b_3, \dots, b_{n-1}, b_n$ は、つぎのような公式の集合体を用いて表現可能である。

$$R(1+i) - p_1 = b_1$$

$$b_1(1+i) - p_2 = b_2$$

$$b_2(1+i) - p_3 = b_3$$

⋮

$$b_{n-2}(1+i) - p_{n-1} = b_{n-1}$$

$$b_{n-1}(1+i) - p_n = b_n = 0$$

R : ローン契約時の貨幣の受取額 (ローン手取額) n : ローンの間数の数 p_n : 第 n 期末における貨幣の支払額 (期末に支払われると仮定する) b_n : 第 n 期末時点での固定支払ローン負債の簿価 (繰越価額) i : 1 期間の実効利子率 (毎朝一定と仮定する)

ところで、上の公式の集合体は、各公式の $b_1, b_2, b_3, \dots, b_{n-1}, b_n$ を相殺消去することによって、つぎの1つの公式に結合される。

$$R(1+i)^n - p_1(1+i)^{n-1} - p_2(1+i)^{n-2} - p_3(1+i)^{n-3} - \dots - p_{n-1}(1+i) - p_n = 0$$

そして、この公式の両辺を $(1+i)^n$ で除して、左辺にローン手取額 R を、右辺にそれ以外の変数をまとめる形で整理すると、つぎのような現在価値公式が導出される。

$$R = \frac{p_1}{(1+i)} + \frac{p_2}{(1+i)^2} + \frac{p_3}{(1+i)^3} + \cdots + \frac{p_{n-1}}{(1+i)^{n-1}} + \frac{p_n}{(1+i)^n}$$

さて、この公式は何を意味しているのでしょうか。まず、それは、現在価値公式に既知であるローン手取額 R と各期末の貨幣の支払額 $p_1, p_2, \dots, p_{n-1}, p_n$ を代入することによって、実効利子率 i が算定されることを意味している。また、それは、ローン手取額 R が、各期末時点の貨幣の支払額 $p_1, p_2, \dots, p_{n-1}, p_n$ を実効利子率 i で割り引いた現在価値であることも意味している。

つぎに、その公式の両辺に $(1+i)$ を乗じ、右辺の p_1 を左辺に移項すると、それはつぎのような公式に変形される。

$$R(1+i) - p_1 = \frac{p_2}{(1+i)} + \frac{p_3}{(1+i)^2} + \cdots + \frac{p_{n-1}}{(1+i)^{n-2}} + \frac{p_n}{(1+i)^{n-1}}$$

$R(1+i) - p_1 = b_1$ であるので、左辺を b_1 に置換すると、

$$b_1 = \frac{p_2}{(1+i)} + \frac{p_3}{(1+i)^2} + \cdots + \frac{p_{n-1}}{(1+i)^{n-2}} + \frac{p_n}{(1+i)^{n-1}}$$

となる。また、その両辺に $(1+i)$ を乗じ、右辺の p_2 を左辺に移項すると、

$$b_1(1+i) - p_2 = \frac{p_3}{(1+i)} + \frac{p_4}{(1+i)^2} + \cdots + \frac{p_{n-1}}{(1+i)^{n-3}} + \frac{p_n}{(1+i)^{n-2}}$$

となるが、 $b_1(1+i) - p_2 = b_2$ であることから、つぎの公式が導かれる。

$$b_2 = \frac{p_3}{(1+i)} + \frac{p_4}{(1+i)^2} + \cdots + \frac{p_{n-1}}{(1+i)^{n-3}} + \frac{p_n}{(1+i)^{n-2}}$$

さらに、同じ操作を繰り返していくと、つぎの一連の公式が導かれる。

$$b_3 = \frac{p_4}{(1+i)} + \frac{p_5}{(1+i)^2} + \cdots + \frac{p_{n-1}}{(1+i)^{n-4}} + \frac{p_n}{(1+i)^{n-3}}$$

⋮

$$b_{n-2} = \frac{p_{n-1}}{(1+i)} + \frac{p_n}{(1+i)^2}$$

$$b_{n-1} = \frac{p_n}{(1+i)}$$

$$b_n = 0$$

これら一連の公式が意味することは、利息法のもとでの各期末の固定支払ローン負債の簿価は、当該負債が第 n 期末に完済される ($b_n=0$) まで、次期以降の貨幣の支払額を実効利子率 i で割り引いた現在価値としても計算可能であるということである。例えば、第 1 期末の当該負債の簿価 b_1 は、第 2 期以降の貨幣の支払額 $p_2, p_3, \dots, p_{n-1}, p_n$ を実効利子率 i で割り引いた現在価値として、また、第 2 期末の当該負債の簿価 b_2 は、第 3 期以降の貨幣の支払額 $p_3, p_4, \dots, p_{n-1}, p_n$ を実効利子率 i で割り引いた現在価値としても計算されるのである。

要するに、利息法のもとで計算される各期末の固定支払ローン負債の金額は、各期首の当該負債の簿価に実効利子率を乗じて、そこから期末の貨幣の支払額を差し引いて計算されるが、それはまた、次期以降の貨幣の支払額を実効利子率 i で割り引いた現在価値としても計算されるのであ

る⁴⁷。

なお、【設例1】は、変則的な貨幣の支払いを要求する借入金を具体例に、利息法のもとでの固定支払ローン負債の会計処理とその簿価の計算を示したものである。参照されたい。

【設例1】 利息法のもとでの固定支払ローン負債の会計処理とその簿価の計算

20X4年1月1日に、B社はL社と金銭消費貸借契約を結び、20X4年12月31日に10百万円、20X5年12月31日に20百万円、20X6年12月31日に30百万円をL社に支払う条件で、L社から50百万円を借り入れた。B社における利息法のもとでの借入金の会計処理（仕訳）とその簿価の計算はつぎのとおりである。なお、会計期間は暦年である。また、B社は十分な支払能力を有していると仮定する。

〈実効利率の算定〉

$$50 = \frac{10}{(1+i)} + \frac{20}{(1+i)^2} + \frac{30}{(1+i)^3}$$

$$i(\text{実効利率}) = 0.08208263 = 8.2\%$$

〈仕訳〉

(単位：百万円)

(20X4年1月1日)

(借)	現金預金	50	(貸)	借入金	50
-----	------	----	-----	-----	----

(20X4年12月31日)

(借)	支払利息	4.1 ^{*1}	(貸)	借入金	4.1
(借)	借入金	10	(貸)	現金預金	10

* 1 20X4年期首の借入金の簿価50×8.2%

(20X5年12月31日)

(借)	支払利息	3.6 ^{*2}	(貸)	借入金	3.6
(借)	借入金	20	(貸)	現金預金	20

* 2 20X5年期首の借入金の簿価44.1×8.2%

(20X6年12月31日)

(借)	支払利息	2.3 ^{*3}	(貸)	借入金	2.3
(借)	借入金	30	(貸)	現金預金	30

* 3 20X6年期首の借入金の簿価27.7×8.2%

(注) 実質的な利子である借入金額50百万円と将来の貨幣の支払総額60百万円との差額10百万円が各期間に適正に配分されている点に留意されたい。

〈各期末の借入金の簿価〉

(20X4年12月31日)

期首の借入金の簿価 $50 \times (1 + 0.082) - 10 = 44.1$ (利息法)

$\frac{20}{(1 + 0.082)} + \frac{30}{(1 + 0.082)^2} = 44.1$ (現在価値公式)

(20X5年12月31日)

期首の借入金の簿価 $44.1 \times (1 + 0.082) - 20 = 27.7$ (利息法)

$\frac{30}{(1 + 0.082)} = 27.7$ (現在価値公式)

(20X6年12月31日)

期首の借入金の簿価 $27.7 \times (1 + 0.082) - 30 = 0$ (利息法)

2-2 利息法のもとで計算される金額と現在価値

利息法のもとで計算される固定支払ローン負債の金額は、将来支払われる貨幣額の流列を実効利子率で割り引いた現在価値である。そのため、しばしば、固定支払ローン負債の当初認識後の測定で用いられる属性は現在価値であると言われる。例えば、FASB 概念ステートメント第5号では、つぎの記述に見られるように、現在の市場利子率などではなく、実効利子率（内在的または歴史的利子率）を用いて計算される現在価値、すなわち利息法のもとで計算される金額が現在価値と呼ばれている。

「…長期支払債務は、…その（内在的 (implicit) または歴史的利子率 (historical rate) で割り引かれた）現在価値で報告される。それは、事業の正常な過程で当該負債を弁済するために必要であると期待される将来キャッシュ・アウトフローの現在価値あるいは割引価値である。」⁴⁸

しかし、既に述べたように、現在価値という呼称は、現在価値公式での割引計算によって算出されるいかなる金額にも与えられる。ゆえに、ロー

レンセンは、利息法のもとで計算される金額が財務報告の外に存在する属性であるためには、現在価値の意味を特定し、それが財務報告の外に存在する属性であると合理的に言えるとともに、利息法がそのような属性を忠実に表現することができなければならないとする⁴⁹。

現在価値という用語が現在価値公式の文脈の外で用いられる場合、それはある項目の現時点の「価値／value」を意味する。ローレンセンは、価値の意味を(1)書類に表示される金額 (an amount stated in a document)、(2)序列にある金額 (an amount in a ranking)、そして(3)価格 (price) として解釈する各々の場合について、利息法のもとで計算される金額が現時点（報告日）の負債の価値を表すかどうかについて検討を加えている⁵⁰。

まず、上記(1)に関して、会計ルールに基づいて財務諸表に表示される負債の金額（帳簿価額）を「価値」として言及することがある。この場合、報告日の負債の帳簿価額が現在の価値ということになるが、これは、単に、価値という名称を帳簿価額に付与しただけであり、価値が財務報告の外に存在する属性であると主張しうるものではない。

つぎに、上記(2)に関して、人がその選好に従って諸項目を序列することを意味する動詞として「value」を用いることがある。例えば、債権者の受入可能な早期返済金額は、まさに、時間選好に従ったこの序列する行為を含むものであり、財務報告の外に存在する属性である合理的に言えるものである。しかし、債権者が早期返済を承諾する金額を計算する際に、実効利子率を用いて割引計算する謂れはない。したがって、利息法のもとで計算される金額が、債権者の受入可能な早期返済金額を表すと主張することはできない。

最後に、上記(3)に関して、ある項目の価格またはその価格とその数量の積を意味するものとして「価値」を用いることがある。また、価格を交換

「価値」と称することもある。この価格は、狭義には、貨幣とそれ以外の項目との交換比率を、広義には、何かを取得するために払われる犠牲を意味しており、まさしく、財務報告の外に存在する属性であると合理的に言える。確かに、固定支払ローン負債の当初認識時の測定で用いられるローン手取額は、借り手の約定価格として解釈可能であり、価格である。しかし、利息法のもとで実効利子率を用いて割引計算される金額が、当初認識後のある特定の報告日における固定支払ローン負債の価格であると主張しうる理由は見出せない。

かくして、ローレンセンは、利息法のもとで計算される金額は、財務報告の外に存在する属性であると解釈しうる価値を表すことはなく、固定支払ローン負債の財務報告の外に存在する属性であるとは合理的に言えないと結論している。

2-3 利息法のもとで計算される金額と発生可能性の高い金額

ローレンセンによれば、固定支払ローン負債の発生可能性の高い金額は、名目が元本か利子かに関係なく、借り手が報告日に支払義務を負っているすべての金額である。ゆえに、ローン契約後に貸し手から貨幣を受け取った時点で、当事者間で利子と呼ばれる貨幣の支払義務も発生すると解釈するローレンセンの観点からは、当然ながら、固定支払ローン負債の発生可能性の高い金額に利子と呼ばれる金額も含まれることになる。したがって、ローレンセンの見解に基づくと、固定支払ローン負債の発生可能性の高い金額が義務の履行によって減少することはあっても、それが増加することはない⁵¹。

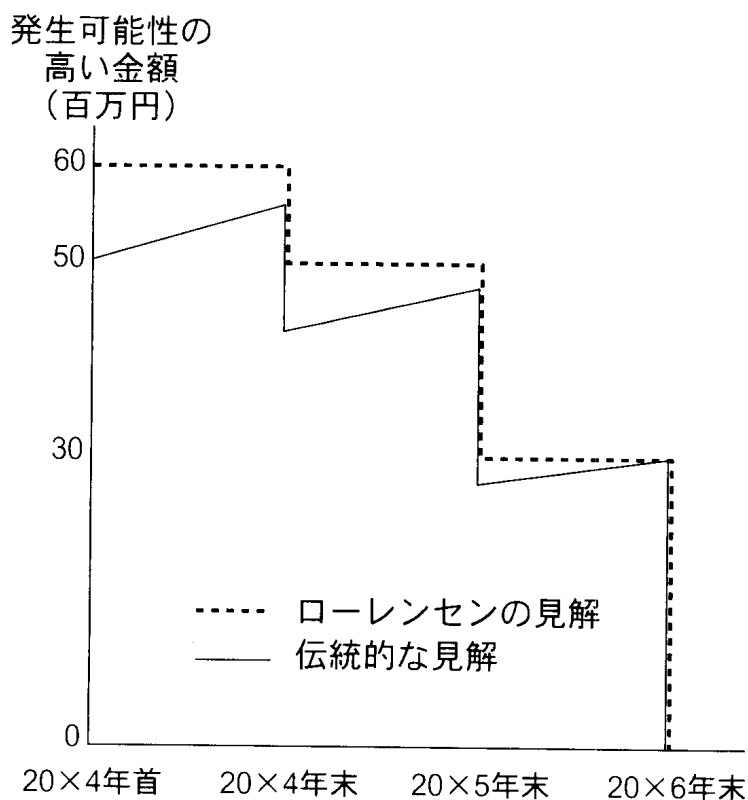
これに対して、利息法のもとで計算される金額それこそが、借り手が報告日に支払義務を負っている金額であり、固定支払ローン負債の発生可能

性の高い金額であるとする見解が伝統的に存在する⁵²。この伝統的な見解に基づくと、固定支払ローン負債の発生可能性の高い金額は、ローン期間にわたり、ローン手取額に始まり、利子の発生に即して増加し、貨幣の支払いによって減少することになる。

【図1】は、先の【設例1】を用いて、如上のローレンセンの見解と伝統的な見解それぞれが、固定支払ローン負債の発生可能性の高い金額（借手が支払義務を負う金額）にどのような増減をもたらすのかを図示したものである。参照されたい。

それでは、ローレンセンの見解と伝統的な見解の違いは何であろうか。それは、利子の支払義務の発生をローン期間の開始時に認識するか、それともローン期間にわたり継続的に増加するものとして認識するかの違いで

【図1】 借入金（【設例1】）の発生可能性の高い金額の変化



あると言える。

ローレンセンは、ローン契約後に貸し手から貨幣を受け取った時点で、借り手が元本や利子の総額を支払う義務を負うと考える。つまり、利子の支払義務を発生させる「最後の事象」は貸し手からの貨幣の受け取りであるとする。しかし、逆に、このことは、利子の支払義務を発生させる「最後の事象」がローン期間にわたって生起し続けることを論証できれば、利息法のもとで計算される金額が報告日における固定支払ローン負債の発生可能性の高い金額を表すと言えることを意味する。

そこで、ローレンセンは、かかる見地から、ローン契約後に生起し、利子の支払義務を発生させる「最後の事象」として一般に言及される(1)遅延 (delay), (2)時の経過 (passage of time), (3)貨幣の提供 (provision of money), (4)貨幣使用に対する許可 (permission to use money) および(5)貨幣の使用 (use of money) という5つの事象に対して検討を加えるのである。そして、ローレンセンは、これらの事象のいずれもが、ローン期間における利子の継続的な発生を支持しうる継続的に生起する最後の事象とは言えないと結論するのである。その内容を敷衍すれば、つぎのとおりである⁵³。

(1) 遅延についての検討

借り手によるローン返済の遅延が、利子〔の支払義務〕を発生させる事象であると主張されることがある。そこでは、利子が遅延の価格とされる。しかし、遅延とは、ある事業体がある行為を第1時点で遂行する機会をもっているが、その時点ではその行為を遂行せず、第2時点で遂行するような状況に対する1つの推定であり、事象ではない。また、借り手がローン期間中に貸し手に返済する一方的機会をもたない場合、借り手がローン期間

に返済を遅延すると表現することは適切ではなく、返済の遅延は利子の発生とは無関係である。確かに、貸し手の観点に立てば、ローンは貸し手による投資や消費の遅延（機会の犠牲）を伴うであろう。しかし、その遅延に関連し、ローン期間にわたって継続的に生起する事象は、時の経過を除いては存在しない。

(2) 時の経過についての検討

かくして、時の経過が、利子を発生させる事象であると主張されることがある。賃金やテレビ広告料に見られるように、雇用主や広告主の支払義務は、経過した時の長さに依存して変化する。そうであれば、利子も時の経過に即して発生すると考えてもよいことになる。しかし、実は、雇用主や広告主の支払義務は、時の経過ではなく、時の経過に即して生起する事象、例えば、従業員による労働サービスの継続的な提供やテレビ局によるCMの継続的な放送によって増加するのである。時の経過はただ単にそのような事象が生起する瞬間を内包するだけである。もし利子を発生させる事象があるとしたら、それは、時の経過に即して発生する借り手と貸し手との関係に関連した事象でなければならない。

(3) 貨幣の提供についての検討

利子の発生を交換と見なす考え方がある。当事者各々が一方の当事者の便益となる何かを行う行為を「交換」と理解するならば、交換としての利子の継続的な発生は、貸し手による「借り手の便益となる行為」の継続的な遂行と、借り手による「貸し手の便益となる貸し手への義務」の継続的な増加を伴うものでなければならない。貸し手の継続的な行為が利子の支払義務の継続的な増加をもたらすことになる。

このような貸し手の継続的な行為の1つとして、貨幣の提供が指摘される。貨幣の提供がローン期間にわたって継続的に行われる対価として利子が発生すると考えられている。しかし、固定支払ローンでは、貸し手は、ローン開始時にただの1度だけ貨幣を提供するだけであり、貨幣を継続的に提供することはない。したがって、貨幣の提供は利子をローン期間にわたって発生させる事象ではない。

(4) 貨幣使用に対する許可についての検討

また、そのような貸し手の継続的な行為の1つとして、貨幣使用に対する許可が挙げられることがある。借り手が貸し手によって貨幣の使用を継続的に許可される対価として利子が発生するというものである。ある者が他者に何かを行うことを許可するということは、他者がその何かを行うことを妨げることがある者にとって可能である場合に、あえて妨げないことである。しかし、許可をこのように捉えるならば、借り手が貨幣を受け取った後では、貸し手は借り手が貨幣を使用することを妨げる権利をもたないので、貸し手の行為が貨幣を継続的に使用するのを許可することとして表現しえない。

(5) 貨幣の使用についての検討

貨幣使用が許可される対価ではなく、むしろ借り手が貨幣を使用する対価として利子が発生すると考えられるかもしれない。借り手が受け取った貨幣をローン期間にわたって継続的に使用するならば、その行為が利子が発生させると言えるであろう。しかし、借り手が貨幣を使用するか否かに関係なく、借り手には利子の支払義務が生じる。また、貨幣の使用が利子の支払条件であったとしても、借り手が貨幣を継続的に使用することはふ

つうなく、利子の支払義務がローン期間にわたって継続的に増加することが説明されえない。さらに、受け取った貨幣を使用して借り手が獲得しようとする便益は、借り手が利子の支払義務を負うことに同意する理由を説明するであろうが、いつ利子の支払義務が発生するのかを説明しない。利子の支払義務がこのような交換によって継続的に発生（増加）すると考えるならば、貸し手によって借り手の便益となる行為が継続的に遂行されなければならない。しかし、ローン契約後に貨幣を提供する行為以外に、貸し手は借り手の便益となる行為を遂行しない。

以上、ローレンセンは、固定支払ローン負債の当初認識後の測定で利息法を用いることに否定的である。しかし、その論理に問題がないとは言えない。

そもそも利息法の目的とは何であろうか。利息法のもとで計算される金額が将来の貨幣の支払額を実効利率で割り引いた現在価値であることから、利息法がいかにも負債を直接測定しているように誤解されるかもしれないが、利息法の目的はあくまでも、実質的な利子であるローン手取額と将来の貨幣の支払総額との差額を各期間の利子費用として適正に配分することである。そこには、負債を直接測定しようとする意図が存在しない。

ローレンセン自身も指摘するように、利息法が会計実務で支持されるのは、財務報告の外に存在する負債の属性を忠実に表現するからではなく、当期首の負債の簿価の一定割合で各期間の利子費用を認識することで、満足のいく損益計算書の結果をもたらすと考えられているからである⁵⁴。つまり、利息法は収益費用観に立脚する測定方法と言える。もしそうであるならば、ローレンセンが、資産負債観を前提とした測定の論理を用いて、利息法を否定することは不合理であろう。ローレンセンが資産負債観に立

脚していること自体が、利息法を否定していると言えないでもない。

注

- 1 Lorensen, Leonard, *Accounting for Liabilities*, Accounting Research Monograph No.4, AICPA, 1992.
- 2 積立金額のような用語は明示的に用いられていないが、年金負債や退職後給付負債を現在価値で計算する際に適用される割引率に関するつぎの各記述が積立金額での測定を黙示していると考えられる。
 FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.87 (SFAS87), *Employers' Accounting for Pensions*, December 1985, par.44.
 FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.106 (SFAS106), *Employers' Accounting for Postretirement Benefits Other Than Pensions*, December 1990, par.31.
 企業会計審議会『退職給付に係る会計基準』1998年、二の2(4)および注解6。
- 3 例えば、「企業にとっての価値」概念に基づく負債測定は、まさに、資産サイドで導かれた原則を負債測定へ適用しようとした結果である。なお、「企業にとっての価値」概念に基づく負債測定の理論については、以下を参照されたい。
 拙稿「負債の時価評価と企業にとっての価値—AARF 会計理論モノグラフ第10号を中心に—」『商経論叢』九州産業大学商学会、第42巻第1・2合併号(2001年9月)、123-157頁。
- 4 佐藤信彦「確定額払い借入金の会計測定—L. ローレンセンの所説を中心にして—」『経済集志』日本大学経済学研究会、第64巻第2号(1994年7月)、97-106頁。
 今田正「負債評価論—L. ローレンセンの所説を中心にして—」『経営と経済』長崎大学経済学会、第77巻第1号(1997年6月)、75-98頁。
- 5 FASB 概念ステートメント第6号(旧3号)では、持分(純資産)、包括利益、収益、費用、利得、損失などその他の財務諸表構成要素の定義が資産と負債のそれに基づいて行われているが(FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6 (SFAC6), *Elements of Financial Statements*, December 1985, Highlights), その概念ステートメント第5号では、現行の純利益概念に近い収益費用観に立脚する稼得利益(earnings)が提示されているなど(FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.5 (SFAC5), *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984, pars.33-38 and 78-87), FASB 概念フレームワークは、基本的には資産負債観を指向するものの、その実態は資産負債観と伝統的な収益費用観の妥協的あるいは折衷的産物といえる(津守常弘「会計原則と利益概念—『包括利益』概念と『稼得利益』概念に関連して—」、『会

計基準形成の論理』森山書店，2002年，第6章，149-165頁を参照されたい)。

6 ローレンセンはつぎのように述べている。

「一組の連携した財務諸表では、利益が資産と負債の表示価額によって決定されるし、逆もまた同様である。満足のいくような会計は、資産と負債をそれら資産と負債の属性以外のものに表示させるような利益概念の利用からは生じえない、と私は考える。」(Lorensen, *op.cit.*, p.12)

7 *Ibid.*, pp.1-2.

8 FASB (SFAC6), *op.cit.*, par.35.

9 Lorensen, *op.cit.*, p.2.

10 *Ibid.*, pp.2-3.

11 *Ibid.*, p.2.

12 *Ibid.*, p.3.

なお、発生した負債項目が財務諸表上で認識されるためには、定義以外の認識規準、すなわち、測定可能性、目的適合性および信頼性を満足しなければならないことは言うまでもない (FASB (SFAC5), *op.cit.*, par.63)。

13 Lorensen, *op.cit.*, pp.3-4 and FASB (SFAC6), *op.cit.*, par.36.

14 Lorensen, *op.cit.*, p.5.

15 Kerr, Jean St. G., Accounting Theory Monograph No.4, *The Definition and Recognition of Liabilities*, AARF, 1984, p.33.

16 Lorensen, *op.cit.*, pp.7-9. なお、日付、金額など一部加筆修正を施している。

17 FASB (SFAC5), *op.cit.*, par.67.

18 *Ibid.*, par.63.

19 *Ibid.*, par.65.

20 Lorensen, *op.cit.*, p.11.

21 FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.2 (SFAC2), *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980, par.59.

22 *Ibid.*, par.63.

23 Lorensen, *op.cit.*, p.22.

24 ローレンセンは、また、FASB 概念ステートメント第6号の以下の記述によっても、その結論を確証づけている (*Ibid.*, pp.13-14)。

「正式に財務諸表に組み入れられる項目は、事業体の資源、その資源に対する請求権、そしてそれら資源および請求権に変動をもたらす取引や他の事象および状況の影響についての財務的表現（言葉と数字での描写）である。すなわち、財務諸表での記号（言葉と数字）は、銀行預金、建物、未払賃金 (wages due)、売上高、労働力の使用、地震による器物破損、そして、時おり『現実の世界 (real world)』と呼ばれるものの中で存在し、活動している事業体に関する多くのその他の経済的事物や事象を表すのである。（傍線は筆者が加筆）」(FASB (SFAC6), *op.cit.*, par.6)

- 25 古賀智敏『価値創造の会計学』税務経理協会, 2000年, 6-7頁, 徳賀芳弘「資産負債中心観」『企業会計』, 第53巻第1号 (2001年1月), 56-62頁。
- 26 Lorensen, *op.cit.*, pp.14-15.
- 27 FASB (SFAC5), *op.cit.*, par.67 (d).
- 28 Lorensen, *op.cit.*, pp.15-16.
- 29 *Ibid.*, p.17.
- 30 *Ibid.*, p.18.
- 31 *Ibid.*, pp.18-19.
- 32 FASB, Discussion Memorandum (DM1990), *Present Value-Based Measurements in Accounting*, December 1990, pars.122 and 125-129.
- 33 Lorensen, *op.cit.*, pp.21-23. ローレンセンの解釈では, 現在価値は固有の属性であると主張する者は, 負債 (や資産) の属性の選択よりもむしろ, 割引されない発生可能性の高い金額 (非割引金額) での負債 (や資産) の測定を否定することに関心を有しているようである。
- 34 FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.7 (SFAC7), *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, May 2000, par.22.
- 35 Lorensen, *op.cit.*, p.23.
- 36 *Ibid.*, p.21.
- 37 *Ibid.*, p.19.
- 38 *Ibid.*, p.21.
- 39 *Ibid.*, pp.23 and 64.
- 40 *Ibid.*, pp.25-27; APB, Accounting Principles Board Opinion No.12 (APBO21), *Omnibus Opinion—1967*, December 1967, pars.16-17; APB, Accounting Principles Board Opinion No.21 (APBO21), *Interest on Receivables and Payables*, August 1971, par.16.
- 米国の会計実務では, 短期の固定支払ローン負債については, 当初認識時からその存続期間にわたり, その発生可能性の高い金額で測定されている。それは, 他の属性を用いて測定しても, その結果が発生可能性の高い金額と大きく異なることはないという便宜上の理由のためである。
- 41 日本では, 固定支払ローン負債 (金融債務) について, 債務額ないし社債金額 (発生可能性の高い金額のこと) での測定表示が求められている。ただし, 社債については, 社債金額よりも低い価額または高い価額で発行した場合の差額については, 償還期に至るまで毎期一定の方法で償却することが求められている (企業会計審議会『金融商品に係る会計基準』1999年, 第三の五)。そのような償却方法の1つとして利息法が考えられる。

なお, 主要国の会計基準設定団体などをメンバーとする JWG (ジョイント・ワー

キング・グループ) が2000年12月に公表したドラフト基準『金融商品および類似項目』では、すべての金融資産および金融負債の公正価値(時価)評価が提案されている(JWG of Standard-Setters, *Financial Instruments and Similar Items*, IASC, December 2000, par.69)。もしこの提案が米国や日本で採用されるならば、固定支払ローン負債の当初認識時およびそれ以後の測定において公正価値が用いられることになる。

42 Lorensen, *op.cit.*, p.27.

43 *Ibid.*, p.28.

44 利息法の適用方法やその意義については、主として、*Ibid.*, pp.167-173を参考に、記述したものである。

45 APB オピニオン第12号は、社債(debt)を文脈に、利息法の適用方法や目的についてつぎのように記述している。

「社債にかかるディスカウントと費用あるいはプレミアム(すなわち、債券の発行時に受け取る費用控除後の正味手取額とその満期に返済すべき金額との差額)を、その償還期限にわたり期間償却(periodic amortization)する『利息』法の妥当性について疑問が呈されている。利息法の目的は、各期首時点における社債の額面金額と未償却のプレミアム(を加えた)またはディスカウントと費用の(をそこから控除した)合計額に対してある一定の実効利率を表すであろう期間利子費用(償却額を含む)に到達することである。そのように計算された期間利子費用と社債の未決済金額にかかる名目利子との差額は、期間償却の金額である。」(APB (APBO12), *op.cit.*, par.16)

46 利息法は、利子の発生によって負債の簿価を増加させるプロセスと、キャッシュ・アウトフローによって負債の簿価を減少させるプロセスの2段階の計算から成っている(FASB (DM1990), *op.cit.*, pars.276-277)。

47 ゆえに、利息法は、各期末の負債の金額が期首の簿価という過去の金額から計算されるという点で回顧的(retrospective)である一方で、それが次期以降の貨幣の支払額(将来キャッシュ・アウトフロー)を実効利率で割り引いて計算されるという点で将来的(prospective)であると言われる(*Ibid.*, par.278)。

48 FASB (SFAC5), *op.cit.*, par.67(e).

49 Lorensen, *op.cit.*, pp.29-30.

50 *Ibid.*, pp.30-32.

51 *Ibid.*, p.32.

52 *Ibid.*

53 *Ibid.*, pp.35-41.

54 *Ibid.*, pp. xiii and 42-43.

(以下、次号へ続く)